

MonoLab (総情工房) に設置された機器の利用に関する内規

2025 年 4 月 23 日 制定

(目的)

第 1 条 高槻キャンパス C 棟スタジオ棟 1 階 TC102 教室 MonoLab(総情工房) (以下、「MonoLab」という。) に設置する各種機器に関し、利用者が公平かつ安全に利用できることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(機器等の種類)

第 2 条 MonoLab 設置の工作機械等、それらを制御するコンピュータ等、工具・備品等を以下のとおり分類する。

- (1) 大型工作機械
旋盤等、人間の操作により、金属・木材等に加工を施す機械等
- (2) レーザー工作機械
レーザーを使った工作機械
- (3) デジタルファブリケーション機器
コンピュータ制御等により、作品を造形する機械等
- (4) 電動工作工具
電気・バッテリー等により駆動する、手持ちで操作する工具等
- (5) 各種工具・備品等
はさみ、カッターナイフ、彫刻刀等に類する手持ち工具およびそれを補助する工具等
- (6) 管理用機器
MonoLab の運営管理に用いる機器等

(運営体制)

第 3 条 MonoLab の安全な利用環境を構築するため、以下の体制で運用する。

- (1) 施設責任者
総合情報学部長を充て、施設全般の責任を負う。
 - (2) 運営責任者
総合情報学部施設管理委員長を充て、施設運営の責任を負う。
 - (3) 安全管理者
総合情報学部専任教育職員・特別契約教授、事務職員、委託事業者。運営責任者に代わって、日常的な安全管理を担う。
 - (4) 認定操作者
運営責任者から安全に操作できると認定された者。
 - (5) 一般利用者
各責任者、管理者、認定操作者以外の利用者。運営責任者、安全管理者の指導のもとで、MonoLab 機器を利用する。
- 2 認定操作者は、運営責任者または安全管理者から操作講習・安全講習を受け、規定の回数利用ののち、総合情報学部施設管理委員会から認定される。大型工作機械、レーザー機器、デジタルファブリケーション機器ごとに認定を受けること。回数管理方法は別途定める。

(利用者)

第 4 条 MonoLab を利用できる者を以下のとおり定める。

- (1) 本学総合情報学部・本学大学院総合情報学研究科の学生
- (2) 本学総合情報学部専任教員、特別契約教授
- (3) 非常勤講師
- (4) 事務職員
- (5) 施設責任者が認めた者

(機器等の操作)

第5条 利用者は、安全管理者の指示にしたがって、設置機器を操作・利用するものとする。

2 第2条に掲げる機器等の操作を単独でできる者を以下のとおり定める。機器に付帯する制御PCも同様とする。

- (1) 大型工作機械
運営責任者、安全管理者、認定操作者
- (2) レーザー工作機械
運営責任者、安全管理者、認定操作者
- (3) デジタルファブリケーション機器
運営責任者、安全管理者、認定操作者、一般利用者
- (4) 電動工具
施設責任者、運営責任者、安全管理者、認定操作者、一般利用者
- (5) 各種工具・備品等
施設責任者、運営責任者、安全管理者、認定操作者、一般利用者
- (6) 管理用機器
施設責任者、運営責任者、安全管理者

	施設責任者	運営責任者	安全管理者	一般利用者	認定操作者
大型工作機械		○	○		○(※1)
レーザー機器		○	○		○(※1)
デジ・ファブ		○	○	○	○
電動工具	○	○	○	○	○
工具・備品等	○	○	○	○	○
管理用機器	○(※2)	○(※2)	○		

(※1) 機器ごとに認定までの利用回数を定める

(※2) 管理用機器については、開室期間外は操作しないこと

3 運営責任者、安全管理者は、操作講習・安全講習の受講に努めるものとする。

4 通常使用による故障・破損については、利用者の責任は問わない。

(開室期間)

第6条 開室期間は、別途定める開室日程によるものとする。

2 開室期間外の利用については、運営責任者または安全管理者が同席する場合に限り、利用を認める。この場合、事前に高槻キャンパス事務グループへ利用の申し込みを行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、総合情報学部施設管理委員会、執行部会、教授会に報告・了承されたイベントはこの限りではない。

(手続き)

第7条 利用希望者は、MonoLab 内で本人が所定の手続きを経た上で、安全管理者の許可を得て利用するものとする。

2 MonoLab の利用に際し、学生は学生証の提示をしなければならない。

(禁止事項)

第8条 次の事項に係る利用は禁止とする。

- (1) 個人のプライバシーを害するもの
- (2) 自己または他人に危害を加える恐れがあるもの
- (3) 運営責任者、安全管理者の指示または別途定める注意事項に従わないもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 関西大学の名誉を傷つけるもの
- (7) 本学関係者又は第三者に不利益を与えるもの
- (8) 著作権を侵害または侵害を幫助するもの
- (9) その他法令に反するもの
- (10) 設置されている機器・工具等を許可なく持ち出すこと

(罰則)

第 9 条 本内規に違反した場合には、総合情報学部長または総合情報学研究科長は必要な調査の上、当該利用者を一定期間入室禁止とし、学則等による処分等の措置をとる。

(内規の改廃)

第 10 条 この内規の改廃は、総合情報学部施設管理委員会の議を経て教授会で行う。

附 則

1 この内規は、2025 年 4 月 23 日から施行する。